

12月の無料相談

※祝日は除きます。

相 談 名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)
司法書士相談	13日(水) 13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	21日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	8日(金) 13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	6日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	20日(水) 13:30~15:30	新治総合福祉センター (☎862-3522)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
税務相談	5日・12日(火) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	毎週水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日 10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談) 9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日 9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	16日(土)・21日(木) 15:00~16:30	まちなか交流ステーションほっとOne (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	14日(木) 13:30~15:30		ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般精神)	15日(金) 14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般・老人)	5日(火) 14:30~16:30		
女性のための	フェミニスト相談 毎週水曜日 11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談 9日(土) 10:00~15:00		
	8日・22日(金) 13:00~16:00		家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センターより

賃貸アパートを退去したら、
高額な請求が...

消費生活センター(☎823-3928)

《相談事例》

家賃8万円、敷金8万円の賃貸アパートの退去時に、管理不動産業者から、クロス張替費用やハウスクリーニング代など、39万5400円の請求があった。実際の支払額は敷金8万円を差し引いた31万5400円だが高額だ。退去の立ち合い時に、クロスの破れなどを指摘されたが、この様な高額な請求になるとは思っていなかったで驚いた。支払わなければならないか。

《アドバイス》

契約時に定めた原状回復費用についての特約は、有効と考えられるため、まずは契約書面を確認し、その上で不動産業者に詳しい請求明細を求め、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、減額交渉するよう助言しました。ガイドラインによると、経年劣化や通常使用による損耗については、借主に負担の義務はないとされています。また、クロスの破れなどで借主が張替費用を負担する場合においても、クロスが張り替えてからからの年数を考慮した負担割合で賠償すれば良いとされています。話し合いが進まない場合には、調停や敷金返還の少額訴訟で解決することも一つの方法です。

困ったときには、消費生活センターに相談しましょう。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

原状回復にかかるトラブルの未然防止と迅速な解決のために作成されたもので、賃貸人、賃借人の原状回復義務について具体的に示されています。国土交通省のホームページで閲覧可能ですので参考にしてください。